

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱

令和7年4月

三 重 県

## 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法(以下、「法」という。))(平成12年法律第104号)の執行にあたり、必要な事項を定める。

### (届出・通知等に関する事項)

第2条 法第10条に規定する届出(以下、「届出」という。)並びに法第11条に規定する通知(以下「通知」という。)にかかる規模の基準及び法第18条第2項の申告の窓口は別紙のとおりとする。

第3条 届出、通知等の受理の窓口は別紙のとおりとする。

第4条 届出に係る計画の変更その他必要な措置を命じた場合、変更された届出書が受理された日を、法第10条第1項に規定する「工事に着手する日の7日前」とみなすものとする。

第5条 法第10条及び施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)第2条第2項及び省令(平成14年国土交通省令第17号)第2条第2項、第3条第2項で規定する届出に関する様式のうち、別表1、2及び3(分別解体等の計画等)の備考欄には特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名を記入するものとする。

2 届出書の提出部数は1部とする。

3 法第10条の届出は発注者本人又は自主施工者が届け出ることを原則とするが代理人又は代行者による届出であっても差し支えないものとする。

なお、代理者の場合は、様式14に定める委任状を提出しなければならない。

第6条 省令第2条第3項の規定による設計図は、配置図、各階平面図及び2面以上の立面図とする。

第7条 通知は様式13に示す『通知書』を提出することを原則とする。

2 通知の方法は、持参又は郵送とする。

3 通知の提出部数は1部とする。

(申告書に関する事項)

第8条 法第18条第2項で規定する申告をする場合は、様式12(申告書)を用いるものとし、申告の窓口は別紙のとおりとする。

(解体工事業登録の申請に関する事項)

第9条 法第22条第1項で規定する登録の申請の窓口は別紙のとおりとする。

付則

この要綱は平成14年 5月30日から施行する。

平成14年10月 1日 改正 (通知の様式改正、委任状の項目の追加、  
様式9、10、11は廃止する)

平成17年 4月 1日 改訂 (別紙の改訂)

平成18年 4月 1日 改訂 (第9条追加、別紙の改訂)

平成19年 4月 1日 改訂 (別紙の改訂)

令和 3年 4月 1日 改正 (第5条及び第7条改正、様式1～8は廃止する)

令和 6年 11月 1日 改正 (通知の様式改正)

令和 7年 4月 1日 改正 (別紙の改正)

## (1)対象建設工事(法第9条第1項、施行令第2条)

次の規模以上のものが対象です。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80 m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	500 m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金額1億円
建築物以外の工事(土木工事等)	請負金額 500 万円

## (2)届出・通知等の受理の窓口(法第10条、11条)

三重県及び特定行政庁の受理窓口は次のとおりです。

建築物	① 津市、四日市市、 鈴鹿市、桑名市、 松阪市内	当該市役所 担当課
	② ①以外の地域	建設事務所 建築開発室、 又は総務・管理・建築室 建築開発課
	伊賀市、名張市、亀山市内 の建築基準法第6条第1 項第2号に規定する建築 物のうち木造建築物(地 階を除く階数が3以上、延 べ面積300m <sup>2</sup> 超及び高さ が16m超を除く。)又は同 項第3号に規定する建築 物が対象の場合	当該市役所 担当課 (ただし、県の許可を必要とする建築 物を除く)

建築物以外	① 津市、四日市市、 鈴鹿市、桑名市、 松阪市内	当該市役所 担当課
	② ①以外の地域	建設事務所 事業推進室 工事統括課

(3)申告の窓口(法第18条第2項)

全て	地域防災総合事務所、 又は地域活性化局	環境室 環境課
----	------------------------	---------

(4)解体工事業登録の申請の窓口(法第22条第1項)

登録申請者	① 三重県内に本社をおく者	建設事務所 総務・管理室 総務課 又は総務・管理・建築室 総務課
	② ①以外の者	県土整備部 建設業課